

# 1 補助制度の概要

## (1) 対象者

- ・北九州市国民健康保険の被保険者
- ・北九州市内に住所を有する福岡県後期高齢者医療制度の被保険者

## (2) 補助の概要

被保険者が、北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則（昭和39年規則 第73号。以下「国保規則」という。）及び、北九州市後期高齢医者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成20年規則 第27号。以下「後期規則」という。）に基づき指定した「はり、きゅう師」から健康増進のための施術を受けた場合に、施術料金の2分の1の補助を受けることができる制度です。

補助金申請の手続きを簡素化するため、「被保険者」から補助金の請求及び受領を「はり、きゅう師」に委任されることにより、補助金は直接「はり、きゅう師」に支払われます。

## (3) 対象となる施術

- ① 補助の対象となる施術の範囲は、「末しょう神経疾患」及び「運動器疾患」です。
- ② 療養費の支給対象となる施術を受けた日は、補助事業の利用は出来ません。

## (4) 補助の金額及び補助の回数

### ①国民健康保険

施術の種類	施術料金	補助額	自己負担	施術回数
1術（はり又はきゅう）	3,000円	1,500円	1,500円	・1人1日1回
2術（はり及びきゅう）	3,300円	1,650円	1,650円	・1人1月10回まで

### ②後期高齢者

施術の種類	施術料金	補助額	自己負担	施術回数
1術・2術とも	2,200円	1,100円	1,100円	・1人1日1回 ・1人1月10回まで

- ・ 月の途中で国民健康保険と後期高齢者との間の異動があった場合は、国保・後期合わせて10回までとします。